

平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての児童福祉法施行令等の臨時特例に関する政令案 読替表

◎ 第二条第一項関係（介護保険法施行令の特例）の読替え

（傍線部分は読替部分）

読 替 後	読 替 前
<p>（高額介護サービス費） 第二十二條の二（略） 2 4 （略） 5 第二項の場合において、要介護被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項中「三万七千二百円」とあるのは、「二万四千六百円」とする。</p> <p>一 その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成二十二年度分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八條の規定によって課する所得割を除く。第二十二條の三第六項第三号ニ、同條第七項第一号ニ及び同項第二号ニを除き、以下同じ。）が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である者（第七項において「市町村民税世帯非課税者」という。）</p> <p>二（略） 6（略） 7 要介護被保険者（被保護者及び前項に規定する要保護者を除く。）が、市町村民税世帯非課税者であり、かつ、平成二十一年中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五條第二項</p>	<p>（高額介護サービス費） 第二十二條の二（略） 2 4 （略） 5 第二項の場合において、要介護被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項中「三万七千二百円」とあるのは、「二万四千六百円」とする。</p> <p>一 その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が居宅サービス等のあつた月の属する年度（居宅サービス等のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八條の規定によって課する所得割を除く。第二十二條の三第六項第三号ニ、同條第七項第一号ニ及び同項第二号ニを除き、以下同じ。）が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である者（第七項において「市町村民税世帯非課税者」という。）</p> <p>二（略） 6（略） 7 要介護被保険者（被保護者及び前項に規定する要保護者を除く。）が、市町村民税世帯非課税者であり、かつ、居宅サービス等のあつた月の属する年の前年（居宅サービス等のあつた月が一月から六月までの場合</p>

第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。）及び平成二十一年の合計所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）の合計額が八十万円以下である場合又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。）附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた昭和六十年国民年金等改正法第一条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）に基づく老齢福祉年金（その全額につき支給が停止されているものを除く。以下「老齢福祉年金」という。）の受給権を有している場合であつて、当該要介護被保険者が同一の月に受けた居宅サービス等に係る要介護被保険者利用者負担合算額から一万五千円を控除して得た額が、第五項の規定により読み替えて適用する第二項の規定により当該要介護被保険者に対して支給されるべき高額介護サービス費の額を超えるときは、当該要介護被保険者に対して支給される高額介護サービス費の額は、第五項の規定により読み替えて適用する第二項の規定にかかわらず、当該要介護被保険者利用者負担合算額から一万五千円を控除して得た額とする。

8
5
11
(略)

にあつては、前々年）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。）及び当該居宅サービス等のあつた月の属する年の前年（当該居宅サービス等のあつた月が一月から六月までの場合にあつては、前々年）の合計所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）の合計額が八十万円以下である場合又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。）附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた昭和六十年国民年金等改正法第一条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）に基づく老齢福祉年金（その全額につき支給が停止されているものを除く。以下「老齢福祉年金」という。）の受給権を有している場合であつて、当該要介護被保険者が同一の月に受けた居宅サービス等に係る要介護被保険者利用者負担合算額から一万五千円を控除して得た額が、第五項の規定により読み替えて適用する第二項の規定により当該要介護被保険者に対して支給されるべき高額介護サービス費の額を超えるときは、当該要介護被保険者に対して支給される高額介護サービス費の額は、第五項の規定により読み替えて適用する第二項の規定にかかわらず、当該要介護被保険者利用者負担合算額から一万五千円を控除して得た額とする。

8
5
11
(略)

読 替 後	読 替 前
<p>(高額介護予防サービス費) 第二十九条の二 (略)</p> <p>2 3 4 (略)</p> <p>5 第二項の場合において、居宅要支援被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項中「三万七千二百円」とあるのは、「二万四千六百円」とする。</p> <p>一 その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成二十二年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である者（第七項において「市町村民税世帯非課税者」という。）</p> <p>二 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 居宅要支援被保険者（被保護者及び前項に規定する要保護者を除く。）が、市町村民税世帯非課税者であり、かつ、平成二十一年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額の合計額が八十万円以下である場合又は老齢福祉年金の受給権を有している場合であつて、当該居宅要支援被保険者が同一の月に受けた介護予防サービス等に係る居宅要支援被保険者利用者負担合算額から一万五千円を控除して得た額が、第五項の規定により読み替えて適用する第二項の規定により当該居宅要支援被保険者に対して支給されるべき高額介護予防サービス費の額を超えるときは、当該居宅要支援被保険者に対して支給される高額介護予防サービス</p>	<p>(高額介護予防サービス費) 第二十九条の二 (略)</p> <p>2 3 4 (略)</p> <p>5 第二項の場合において、居宅要支援被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項中「三万七千二百円」とあるのは、「二万四千六百円」とする。</p> <p>一 その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が介護予防サービス等のあつた月の属する年度（介護予防サービス等のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である者（第七項において「市町村民税世帯非課税者」という。）</p> <p>二 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 居宅要支援被保険者（被保護者及び前項に規定する要保護者を除く。）が、市町村民税世帯非課税者であり、かつ、介護予防サービス等のあつた月の属する年の前年（介護予防サービス等のあつた月が一月から六月までの場合にあつては、前々年）中の公的年金等の収入金額及び当該介護予防サービス等のあつた月の属する年の前年（当該介護予防サービス等のあつた月が一月から六月までの場合にあつては、前々年）の合計所得金額の合計額が八十万円以下である場合又は老齢福祉年金の受給権を有している場合であつて、当該居宅要支援被保険者が同一の月に受けた介護予防サービス等に係る居宅要支援被保険者利用者負担合算額から</p>

ス費の額は、第五項の規定により読み替えて適用する第二項の規定にかかわらず、当該居宅要支援被保険者利用者負担合算額から一万五千円を控除して得た額とする。

一万五千円を控除して得た額が、第五項の規定により読み替えて適用する第二項の規定により当該居宅要支援被保険者に対して支給されるべき高額介護予防サービス費の額を超えるときは、当該居宅要支援被保険者に対して支給される高額介護予防サービス費の額は、第五項の規定により読み替えて適用する第二項の規定にかかわらず、当該居宅要支援被保険者利用者負担合算額から一万五千円を控除して得た額とする。

平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての臨時特例に関する介護保険法第五十一条の三第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一号に規定する食費の負担限度額 読替表

◎ 介護保険法第五十一条の三第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一号に規定する食費の負担限度額の読替え

(傍線部分は読替部分)

読替後		現行	
(略)		(略)	
区分	額	区分	額
一 (略)	(略)	一 (略)	(略)
介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。)第八十一条の五第一号中「特定介護サービス(法第五十一条の三第一項に規定する特定介護サービスをいう。以下同じ。)を受ける日の属する年度(当該特定介護サービスを受ける日の属する月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)とあるのを「平成二十二年度」と読み替えて同号を適用する場合の同号に掲げる者		介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。)第八十一条の五第一号に掲げる者	
二 (略)	(略)	二 (略)	(略)
施行規則第八十三条の五第四号イ中「特定介護サービスを受ける日の属する年の前年(特定介護サービスを受ける日の属する月が一月から六月までの場合にあつては、前々年)」とあり		施行規則第八十三条の五第四号に掲げる者であつて、食費の負担限度額が一日につき六百五十円であったとすれば同号イの規定に該当しないこととなるもの	
三 (略)	(略)	三 (略)	(略)
施行規則第八十三条の五第四号イ中「特定介護サービスを受ける日の属する年の前年(当該特定介護サービスを受ける日の属する月が一月から六月までの場合にあつては、前々年)」とあるのを「平成二十一年」			

四

と、同号口中「合計額」とあるのを「合計額から平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律（平成二十二年法律第五十号）第一条第一項に規定する手当金等の額を控除した額」と読み替えて同号を適用する場合の同号に掲げる者であつて、食費の負担限度額が一日につき六百五十円であつたとすれば同号イ中「特定介護サービスを受ける日の属する年の前年（特定介護サービスを受ける日の属する月が一月から六月までの場合に於ては、前々年）」とあり、及び「当該特定介護サービスを受ける日の属する年の前年（当該特定介護サービスを受ける日の属する月が一月から六月までの場合に於ては、前々年）」とあるのを「平成二十一年」と読み替えて同号イを適用する場合の同号イの規定に該当しないこととなるもの

施行規則第八十三条の五第一号中「特定介護サービス（法第五十一条の三第一項に規定する特定介護サービスをいう。以下同じ。）を受ける日の属する年度（当該特定介護サービスを受ける日の属する月が四月から六月までの場合に於ては、前年度）」とあるのを「平成二十二年」と読み替えて同号を適用する場合の同号に掲げる者であつて、平成二十一年中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び平成二十一年の合計所得金額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第十

(略)

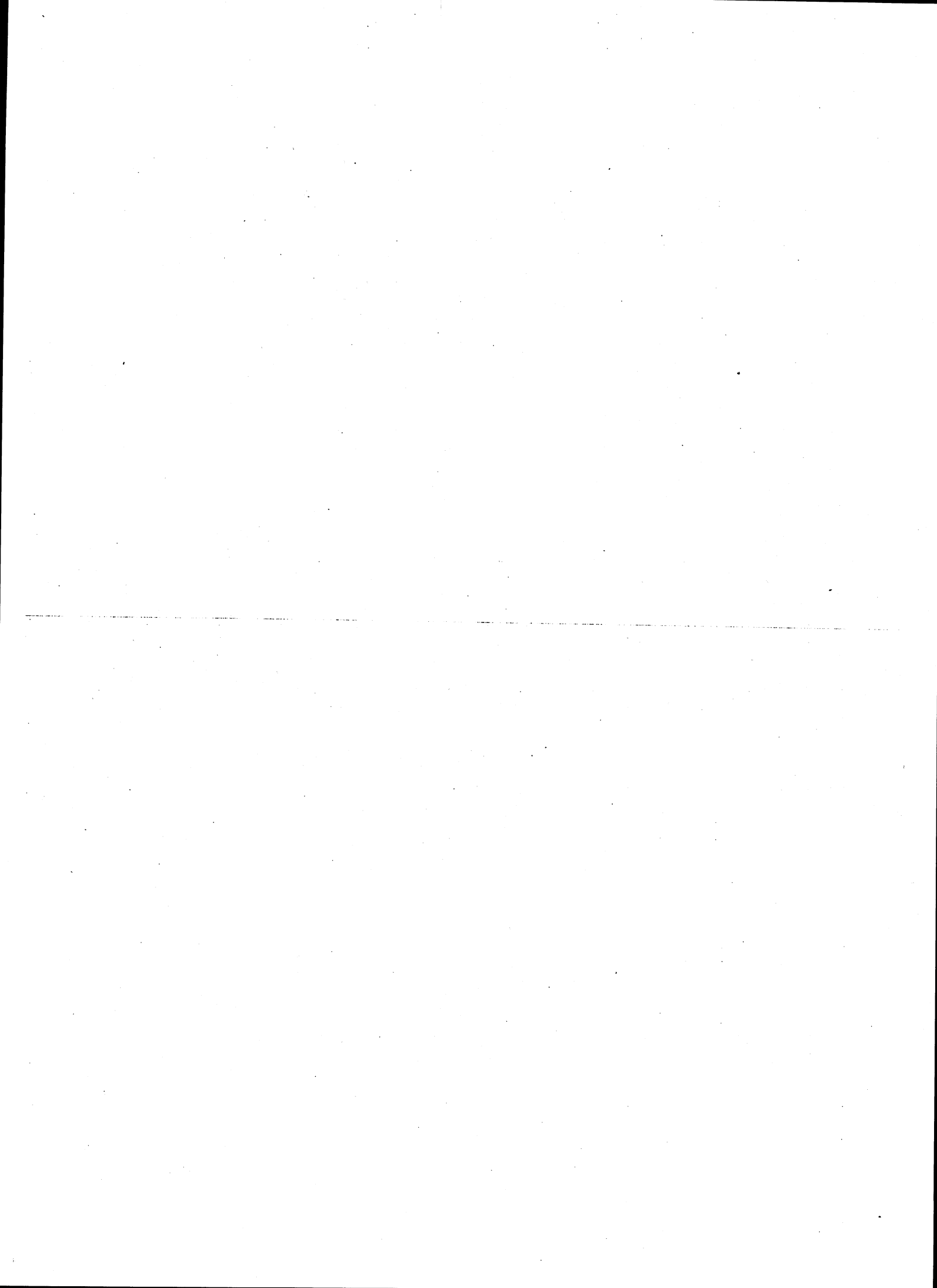
四

施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であつて、特定介護サービス（法第五十一条の三第一項に規定する特定介護サービスをいう。以下同じ。）又は特定介護予防サービス（法第六十一条の三第一項に規定する特定介護予防サービスをいう。以下同じ。）を受ける日の属する年の前年（特定介護サービス又は特定介護予防サービスを受ける日の属する月が一月から六月までの場合に於ては、前々年）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び当該特定介護サービス又は特定介護予防サービスを受ける日の属する年の前年（当該特

(略)

	<p>三号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。)の合計額が八十万円以下のもの</p>	
<p>五</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>六</p>	<p>施行規則第八十三条の五第一号中「特定介護サービス(法第五十一条の三第一項に規定する特定介護サービスをいう。以下同じ。)を受ける日の属する年度(当該特定介護サービスを受ける日の属する月が四月から六月までの場合にあっては、前年度)」とあるのを「平成二十二年」と読み替えて同号を適用する場合の同号に掲げる者であつて、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第一条の規定による改正前の国民年金法(昭和三十四年法律第四百一十一号)に基づく老齢福祉年金(その全額につき支給が停止されているものを除く。)の受給権を有するもの</p>	<p>(略)</p>

	<p>定介護サービス又は特定介護予防サービスを受ける日の属する月が一月から六月までの場合にあっては、前々年)の合計所得金額(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。)の合計額が八十万円以下のもの</p>	
<p>五</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>六</p>	<p>施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であつて、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第一条の規定による改正前の国民年金法(昭和三十四年法律第四百一十一号)に基づく老齢福祉年金(その全額につき支給が停止されているものを除く。)の受給権を有するもの</p>	<p>(略)</p>



平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び同法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額の臨時特例 読替表

◎ 介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び同法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額の読替え

(傍線部分は読替部分)

読替後			現行		
(略)			(略)		
所得の区分	居室等の区分	額	所得の区分	居室等の区分	額
一	イ	介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。)第八十三条の五第一号中「特定介護サービス(法第五十一条の三第一項に規定する特定介護サービスをいう。以下同じ。)」を受ける日の属する年度(当該特定介護サービスを受ける日の属する月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)」とあるのを「平成二十二年」と読み替えて同号を適用する場合の同号に掲げる者	一	イ	介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。)第八十三条の五第一号に掲げる者
ロ	ハ	施行規則第八十三条の五第四号イ中「特定介護サービスを受ける日の属する年の前年(特定介護サービスを受ける日の属する月が一月から六月までの場合にあつては、前々年)」とあり、及び「当該特定介護サービスを受ける	ロ	ハ	施行規則第八十三条の五第四号に掲げる者であつて、法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であつたとすれば施行規則第八十三条の五第四号イの規定に該当しないこととなる

二	
イ 施行規則第八十三条の五第一号中「 特定介護サービス（法第五十一条の三 第一項に規定する特定介護サービスを	日の属する年の前年（当該特定介護サ ービスを受ける日の属する月が一月か ら六月までの場合にあつては、前々年 ）とあるのを「平成二十一年」と、 同号口中「合計額」とあるのを「合計 額から平成二十二年四月以降において 発生が確認された口蹄疫に起因して生 じた事態に対処するための手当金等に ついての所得税及び法人税の臨時特例 に関する法律（平成二十二年法律第五 十号）第一条第一項に規定する手当金 等の額を控除した額」と読み替えて同 号を適用する場合の同号に掲げる者で あつて、法第五十一条の三第二項第二 号に規定する居住費の負担限度額がこ の項の下欄に掲げる額であつたとすれ ば施行規則第八十三条の五第四号イ中 「特定介護サービスを受ける日の属す る年の前年（特定介護サービスを受け る日の属する月が一月から六月までの 場合にあつては、前々年）」とあり、 及び「当該特定介護サービスを受ける 日の属する年の前年（当該特定介護サ ービスを受ける日の属する月が一月か ら六月までの場合にあつては、前々年 ）とあるのを「平成二十一年」と読 み替えて同号イを適用する場合の同号 イの規定に該当しないこととなるもの
(略)	
(略)	

二	
イ 施行規則第八十三条の五第一号に掲 げる者であつて、特定介護サービス（ 法第五十一条の三第一項に規定する特	もの
(略)	
(略)	

	三
<p>イ (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>イ 施行規則第八十三条の五第一号中「特定介護サービス(法第五十一条の三第一項に規定する特定介護サービスをいう。以下同じ。)」を受ける日の属する年度(当該特定介護サービスを受けるとする。の合計額が八十万円以下のもの</p>	<p>三</p> <p>イ 施行規則第八十三条の五第一号中「特定介護サービス(法第五十一条の三第一項に規定する特定介護サービスをいう。以下同じ。)」を受ける日の属する年度(当該特定介護サービスを受けるとする。の合計額が八十万円以下のもの</p>
	(略)
	(略)
<p>イ 施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であつて、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第一条の規定による改正前の国</p> <p>定介護サービスをいう。以下同じ。)</p> <p>又は特定介護予防サービス(法第六十一条の三第一項に規定する特定介護予防サービスをいう。以下同じ。))を受ける日の属する年の前年(特定介護サービス又は特定介護予防サービスを受ける日の属する月が一月から六月までの場合にあつては、前々年)中の公的年金等の収入金額(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。))及び当該特定介護サービス又は特定介護予防サービスを受ける日の属する年の前年(当該特定介護サービス又は特定介護予防サービスを受ける日の属する月が一月から六月までの場合にあつては、前々年)の合計所得金額(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。の合計額が八十万円以下のもの</p>	<p>三</p> <p>イ 施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であつて、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第一条の規定による改正前の国</p>
	(略)
	(略)

場合にあつては、前年度」とあるのを「平成二十二年度」と読み替えて同号を適用する場合の同号に掲げる者であつて、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第一条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第四百一号）に基づき老齢福祉年金（その全額につき支給が停止されているものを除く。）の支給権を有するもの

ロ・ハ（略）

国民年金法（昭和三十四年法律第四百一号）に基づき老齢福祉年金（その全額につき支給が停止されているものを除く。）の支給権を有するもの

ロ・ハ（略）

平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額の臨時特例 読替表

◎ 介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額の読替え

(傍線部分は読替部分)

読替後		現行	
(略)		(略)	
区分	額	区分	額
一 介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。)第百七十二條の二において読み替えて準用する施行規則第八十三條の五第一号中「指定介護福祉施設サービス(法第四十八條第一項第一号に規定する指定介護福祉施設サービスをいう。以下同じ)を受ける日の属する年度(当該指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)とあるのを「平成二十二年」と読み替えて同号を適用する場合の同号に掲げる者	(略)	一 介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。)第百七十二條の二において準用する施行規則第八十三條の五第一号に掲げる者	(略)
三 施行規則第七十二条の二において読み替えて準用する施行規則第八十三條の五第四号中「指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する年の前年(指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する月が一月から六月までの場合にあっては、前々年)」とあり、及び「当該指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する年の前年(当該指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する月が一月から六月までの場合にあって	(略)	三 施行規則第七十二条の二において準用する施行規則第八十三條の五第四号に掲げる者であつて、食費の特定負担限度額が一日につき六百五十円であつたとすれば同号イの規定に該当しないこととなるもの	(略)

四

は、前々年」とあるのを「平成二十一年」と同号口中「合計額」とあるのを「合計額から平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律（平成二十二年法律第五十号）（第一条第一項に規定する手当金等の額を控除した額」と読み替えて同号を適用する場合の同号に掲げる者であつて、食費の特定負担限度額が一日につき六百五十円であつたとすれば同号イ中「指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する年の前年（指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する月が一月から六月までの場合にあつては、前々年）」とあり、及び「当該指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する年の前年（当該指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する月が一月から六月までの場合にあつては、前々年）」とあるのを「平成二十一年」と読み替えて同号イを適用する場合の同号イの規定に該当しないこととなるもの

施行規則第七十二条の二において読み替えて準用する施行規則第八十三条の五第一号中「指定介護福祉施設サービス（法第四十八条第一項第一号に規定する指定介護福祉施設サービスをいう。以下同じ。）を受ける日の属する年度（当該指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）」とあるのを「平成二十二年度」と読み替えて同号を適用する場合の同号に掲げる者であつて、平成二十一年中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号

(略)

四

施行規則第七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であつて、指定地域密着型サービス（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいい、同法第八条第二十項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に限る。以下同じ。）又は指定介護福祉施設サービス（同法第四十八条第一項第一号に規定する指定介護福祉施設サービスをいう。以下同じ。）を受ける日の属する年の前年（指定地域密着型サービス又は指定介護福祉施設サ

(略)

<p>（第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び平成二十一年の合計所得金額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。）の合計額が八十万円以下であるもの零とする。）の合計額が八十万円以下のもの</p>	<p>六</p> <p>施行規則第七十二条の二において読み替えて準用する施行規則第八十三条の五第一号中「指定介護福祉施設サービス（法第四十八条第一項第一号に規定する指定介護福祉施設サービスをいう。以下同じ。）を受ける日の属する年度（当該指定介護福祉施設サービスを接受的に属する月が四月から六月までの場合にあっては「前年度」とあるのを「平成二十二年」と読み替えて同号を適用する場合の同号に掲げる者であつて、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第一条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）に基づく老齢福祉年金（その全額につき支給が停止されているものを除く。）の受給権を有するも</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>

<p>ビスを受ける日の属する月が一月から六月までの場合にあっては、前々年）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び当該指定地域密着型サービス又は指定介護福祉施設サービスを接受的に属する年の前年（当該指定地域密着型サービス又は指定介護福祉施設サービスを接受的に属する月が一月から六月までの場合にあっては、前々年）の合計所得金額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。）の合計額が八十万円以下であるもの零とする。）の合計額が八十万円以下のもの</p>	<p>六</p> <p>施行規則第七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であつて、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第一条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）に基づく老齢福祉年金（その全額につき支給が停止されているものを除く。）の受給権を有するもの又はこれに準ずると認められる者</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>

(略)	(略)	の又はこれに準ずると認められる者
(略)	(略)	
(略)	(略)	
(略)	(略)	

平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額の臨時特例 読替表

◎ 介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額の読替え

(傍線部分は読替部分)

読 替 後			現 行		
(略)			(略)		
所得の区分	居室の区分	額	所得の区分	居室の区分	額
<p>イ 介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。)第七十二条の二において読み替えて準用する施行規則第八十三条の五第一号中「指定介護福祉施設サービス(法第四十八条第一項第一号に規定する指定介護福祉施設サービス。以下同じ。)を受ける日の属する年度(当該指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)」とあるのを「平成二十二年」と読み替えて同号を適用する場合の同号に掲げる者であつて、平成十七年九月三十日において厚生労働大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合(平成十二年厚生省告示第六十三号)の表の下欄の割合が百分の九十五以上である者(以下「特定旧措置入所者」という。)</p> <p>以外のもの</p>			<p>イ 介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。)第七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であつて、平成十七年九月三十日において厚生労働大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合(平成十二年厚生省告示第六十三号)の表の下欄の割合が百分の九十五以上である者(以下「特定旧措置入所者」という。)</p> <p>以外のもの</p>		

ロ (略)

ハ 施行規則第七十二条の二において読み替えて準用する施行規則第八十三条の五第四号イ中「指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する年の前年(指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する月が一月から六月までの場合にあつては、前々年)」とあり、及び「当該指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する年の前年(当該指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する月が一月から六月までの場合にあつては、前々年)」とあるのを「平成二十一年」と、同号ロ中「合計額」とあるのを「合計額から平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律(平成二十二年法律第五十号)第一条第一項に規定する手当金等の額を控除した額」と読み替えて同号を適用する場合の同号に掲げる者であつて、居住費の特定負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であつたとすれば同号イ中「指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する年の前年(指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する月が一月から六月までの場合にあつては、前々年)」とあり、及び「当該指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する年の前年(

ロ (略)

ハ 施行規則第七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第四号に掲げる者であつて、居住費の特定負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であつたとすれば同号イの規定に該当しないこととなるもの

	<p>当該指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する月が一月から六月までの場合にあつては、前々年」とあるのを「平成二十一年」と読み替えて同号イを適用する場合の同号イの規定に該当しないこととなるもの、</p>	二	<p>イ (略) 施行規則第七十二条の二において読み替えて準用する施行規則第八十三条の五第一号中「指定介護福祉施設サービス（法第四十八条第一項第一号に規定する指定介護福祉施設サービスをいう。以下同じ。）を受ける日の属する年度（当該指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）」とあるのを「平成二十二年」と読み替えて同号を適用する場合の同号に掲げる者</p> <p>ロ (略)</p>	三	<p>イ (略) 施行規則第七十二条の二において読み替えて準用する施行規則第八十三条の五第一号中「指定介護福祉施設サービス（法第四十八条第一項第一号に規定する指定介護福祉施設サービスをいう。以下同じ。）を受ける日の属する年度（当該指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）」とあるのを「平成二十二年度」と読み</p>
		(略)		(略)	(略)

	<p>イ (略) 施行規則第七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者</p>	二	<p>ロ (略)</p> <p>イ (略) 施行規則第七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であつて、指定地域密着型サービス（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいい、同法第八条第二十項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に限る。以下同じ。）又は指定介護福祉施設サービス（同法第四十</p>	三	<p>イ (略) 施行規則第七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であつて、指定地域密着型サービス（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいい、同法第八条第二十項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に限る。以下同じ。）又は指定介護福祉施設サービス（同法第四十</p>
		(略)		(略)	(略)

四	<p>替えて同号を適用する場合の同号に掲げる者であつて、平成二十一年中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び平成二十一年の合計所得金額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。）の合計額（以下「公的年金等の収入金額等の合計額」という。）が八十万円以下のもの</p>	(略)	(略)
イ	<p>（略） 施行規則第七十二条の二において読み替へて準用する施行規則第八十三条の五第一号中「指定介護福祉施設サービス（法第四十八条第一項第一号に規定する指定介護福祉施設サービス）をいう。以下同じ。）を受ける日の属す</p>	(略)	(略)

四	<p>八条第一項第一号に規定する指定介護福祉施設サービスをいう。以下同じ。）を受ける日の属する年の前年（指定地域密着型サービス又は指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する月が一月から六月までの場合にあっては、前々年）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び当該指定地域密着型サービス又は指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する年の前年（当該指定地域密着型サービス又は指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する月が一月から六月までの場合にあっては、前々年）の合計所得金額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。）の合計額（以下「公的年金等の収入金額等の合計額」という。）が八十万円以下のもの</p>	(略)	(略)
イ	<p>（略） 施行規則第七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であつて、公的年金等の収入金額等の合計額が八十万円以下であるもの</p>	(略)	(略)

	<p>る年度（当該指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）とあるのを「平成二十二年度」と読み替えて同号を適用する場合の同号に掲げる者であつて、公的年金等の収入金額等の合計額が八十万円以下であるもの</p>		
五	<p>イ（略） 施行規則第七十二条の二において読み替えて準用する施行規則第八十三条の五第一号中「指定介護福祉施設サービス（法第四十八条第一項第一号に規定する指定介護福祉施設サービスをいう。以下同じ。）を受ける日の属する年度（当該指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）」とあるのを「平成二十二年度」と読み替えて同号を適用する場合の同号に掲げる者であつて、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされ同法第一条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）に基づく老齢福祉年金（その全額につき支給が停止されているものを除く。）の支給権を有するもの（以下「老齢福祉年金受給者」という。）</p>	(略)	(略)
	<p>イ（略） 施行規則第七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であつて、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされ同法第一条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）に基づく老齢福祉年金（その全額につき支給が停止されているものを除く。）の支給権を有するもの（以下「老齢福祉年金受給者」という。）</p>		
五	<p>イ（略） 施行規則第七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であつて、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされ同法第一条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）に基づく老齢福祉年金（その全額につき支給が停止されているものを除く。）の支給権を有するもの（以下「老齢福祉年金受給者」という。）</p>	(略)	(略)

六	<p>ロ・ハ (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>施行規則第七十二条の二において読み替えて準用する施行規則第八十三条の五第一号中「指定介護福祉施設サービス(法第四十八条第一項第一号に規定する指定介護福祉施設サービスをいう。以下同じ。)を受ける日の属する年度(当該指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)」とあるのを「平成二十二年度」と読み替えて同号を適用する場合の同号に掲げる者であつて、老齢福祉年金受給者又はこれに準ずると認められるもの</p> <p>ロ・ハ (略)</p>
(略)	(略)

六	<p>ロ・ハ (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>施行規則第七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であつて、老齢福祉年金受給者又はこれに準ずると認められるもの</p> <p>ロ・ハ (略)</p>
(略)	(略)